アラート・エラー条件

No	項番	9/30WT実施時の仕様書たたき台	10/1確認時 仕様書たたき台に追加する条件		確認事項	確認先団体	団体回答欄	団体確認結果を踏まえた修正版（要件に追加する条件）		
			エラー	アラート				事務局方針	エラー	アラート
1	1.1.3.	土地登記情報を管理（設定・保持・修正）及び一括更新する際にアラート・エラーが表示できること。 ＜アラート表示とする条件＞ ・登記簿地目が「宅地」以外の場合に、地積の小数点以下に入力がある場合 ・同地番が存在している場合（区画整理等または法務局の登記第２、同一の地番に複数の土地が存在する場合に、同地番を登録することがあるため更新可とすることが必要。） ・登記簿地目が「宅地」または「鉱泉地」以外の場合、かつ、登記簿地積＞＝10.00㎡の時、登記簿地積の小数点以下に入力がある場合（不動産登記法の有効数字の関係） ・登記事由が地目変更、地目更正、地目誤謬であるにもかかわらず、直近過去の地目と同じ地目が入力されている場合（登記済み通知書の発送漏れ等のケースを想定） ・登記事由が地積変更、地積更正、地積誤謬であるにもかかわらず、直近過去の地積と同じ地積が入力されている場合（登記済み通知書の発送漏れ等のケースを想定） ・登記原因年月日が未入力の場合（例：行方不明等により死亡日が不明の場合は、登記原因年月日も不明になる。） ・登記原因年月日について、現年より前の年月日を入力した場合（例：令和３年度課税向け処理で令和元年の年月日を入力） ・登記地積が0.00㎡の場合（不動産登記法の有効数字の関係） ＜エラー表示とする条件＞ ・	【市用】 ・登記関年月日が未入力の場合 【市用】 ・登記受付年月日または登記原因年月日について、賦課期日より後の年月日を入力した場合（例：令和３年度課税向け処理で令和３年１月２日以降の年月日を入力） ・表示原因年月日より前の日付で、表示受付年月が登録されている場合	【市用】 ①課税地目が「宅地」の際に「用途地区」が空欄の場合 ※現行システムでは、標準地番号・単語・用途地区が連動している作りとなっています。 ②課税地目が「宅地」以外の際に「用途地区」が入力されている場合 【市用】 ・登記受付年月日または登記原因年月日について、未来日（ただし賦課期日より後の年月日を入力した場合はエラー）の年月日を入力した場合（例：本日を令和２年９月１日として、令和３年度課税向け処理で令和２年１２月１日以降の年月日を入力）（・登記受付年月日または登記原因年月日の入力誤りが想定されたため） ・登記名義人住所又は氏名が未入力の場合	【市用】 ①以下の条件の記載を修正しております。 （旧）・表示原因年月日＞表示受付年月の場合 （新）・表示原因年月日より前の日付で、表示受付年月が登録されている場合 ②以下の条件には該当する事例（自治体が所有する土地を登記する場合）が想定されるため、エラーからアラートに変更しております。 ・登記名義人住所又は氏名が未入力の場合 【市用】 ①以下の条件については、評価額算出以降は利用しないアラートであるため、削除といたします。 ③課税地目が「宅地」の際に「用途地区」が空欄の場合 ※現行システムでは、標準地番号・単語・用途地区が連動している作りとなっています。 ②課税地目が「宅地」以外の際に「用途地区」が入力されている場合	【市用】 確認事項について了承いたしました。 左記のアラートについて記載誤りがありました。以下のとおり修正願います（修正箇所は赤字部分）。 登記受付年月日または登記原因年月日について、未来日（ただし賦課期日より後の年月日を入力した場合はエラー）の年月日を入力した場合（例：本日を令和２年９月１日として、令和３年度課税向け処理で令和２年１２月１日以降の年月日を入力）←「以降」を削除してください。 【市用】 アラートとして要望した内容は評価額算出に係る内容ですので削除で構いません。	・10/1確認時　仕様書たたき台に追加する条件のとおりといたします。 ・E市が希望するアラートについて、文言を修正いたしました。	・登記受付日が未入力の場合 ・登記受付年月日または登記原因年月日について、賦課期日より後の年月日を入力した場合（例：令和３年度課税向け処理で令和３年１月２日以降の年月日を入力） ・表示原因年月日より前の日付で、表示受付年月が登録されている場合	・登記受付年月日または登記原因年月日について、未来日（ただし賦課期日より後の年月日を入力した場合はエラー）の年月日を入力した場合（例：本日を令和２年９月１日として、令和３年度課税向け処理で令和２年１２月１日以降の年月日を入力）（・登記受付年月日または登記原因年月日の入力誤りが想定されたため） ・登記名義人住所又は氏名が未入力の場合
2	1.1.8.	分筆・合筆処理のアラート・エラーが表示できること。 ＜アラート表示とする条件＞ ・分筆元筆の地積と分筆処理後の元筆と分筆先の地積の和がイコールでない場合 ＜エラー表示とする条件＞ ・		【A市】 ・分筆後の所在地が重複している。（同一所在地が原則発生しないが、発生する事もあり得るので注意喚起にとどめる。） 【B市】 合筆前の各筆の地積の和と合筆後の地積がイコールでない場合　【重複のため削除】 【C市】 ①分筆元で指定した地番が、台帳上すでに存在している場合に注意喚起。（誤登録の可能性があるため注意喚起が必要） ②合筆先筆と合筆元筆の地目が異なる場合に注意喚起。（不動産登記法の規定と合致しない処理であるため、注意喚起が必要） ③指定した合筆元筆の合計地積と合筆異動後の地積がイコールでない場合に注意喚起。（誤入力の可能性もあるため注意喚起が必要。）　【重複のため削除】 【E市】 ・分筆先の地番が既に存在する場合	【A市】【C市】 A市及びC市にお聞きします。分筆後の所在地が重複している具体的な事例について確認させてください。 【E市】 OE市にお聞きします。A市及びC市からは、同様の条件をアラートとしておりますが、アラートとして支障がないか確認させてください。	A市 C市 E市	【A市】 重複しないはずなので、重複した場合の警告を表示してください。 （過去に分筆され所在地が重複しているケース、登記上と現況とで実態が異なっており、現況としては土地を２筆に分け（＝課税上の分筆）るケースなど、所在地が完全に一意になっていない可能性がある。） 【C市】 分筆登記が関係する異動としては、重複地番を登録することは原則ありません。したがって、あくまで誤入力を防止するためのものと認識しております。（分筆以外では改正不適合や区画整理等の関係で重複地番を登録することはあります。） 【E市】 総務省様が市様に確認されておりますが、「分筆後の所在地が重複している具体的な事例」がしばしば発生するのであればアラートでよいと考えます。しかし、基本的に重複地番の土地が新たに発生することはあまりないと考えられるためエラーとすべきと考えます。アラートとした場合、データそのものは更新できてしまうということになるので、特に誤入力があった場合に更新できてしまうと、後の課税誤り等にもつながりかねないので…	・10/1確認時　仕様書たたき台に追加する条件のとおりといたします。 ・A市から挙げられた想定ケースを踏まえて、C市のアラートと統合いたします。 ・E市から、確認事項に対して、エラーとしたい旨のご意見をいただいておりますが、当該事例が発生しうるため、アラートとして整理いたします。		・分筆先で指定した地番が、台帳上すでに存在している場合に注意喚起。（誤登録の可能性があるため注意喚起が必要） ・合筆先筆と合筆元筆の地目が異なる場合に注意喚起。（不動産登記法の規定と合致しない処理であるため、注意喚起が必要）
3	1.2.3.	土地（補充）課税台帳の各項目を管理（設定・保持・修正）する際に、アラート・エラーが表示できること。 ＜アラート表示とする条件＞ ・現況地積と登記地積が異なる場合 ・登記原因年月日について、現年より前の年月日を入力した場合（例：令和３年度課税向け処理で令和元年の年月日を入力）。 ・同地番が存在している場合に注意文表示（区画整理等で同地番を登録することがあるため更新可としている。） ・登記事由が地目変更、地目更正、地目誤謬であるにもかかわらず、直近過去の地目と同じ地目が入力されている場合 ・登記事由が地積変更、地積更正、地積誤謬であるにもかかわらず、直近過去の地積と同じ地積が入力されている場合 ・宅地地代設定されている土地（従前地）について異動入力する場合 ・未登記土地について、土地登記情報の設定を行う場合（土地登記情報マスタからの自動反映の場合を含む。）※、その際において、土地登記情報と土地現況情報に差異がある場合 ＜エラー表示とする条件＞ ・	【A市】 ・現況必須項目が設定されていない。 ・所有者（義務者）が死亡者 ・登記名義人が死亡者 ・所在地と市街化/調整等の区分の整合性チェック 【B市】 ・登記受付日が未入力の場合 【I市】 課税地積と住宅特例の地積が一致しない場合 【E市】 ・登記受付年月日または登記原因年月日について、賦課期日より後の年月日を入力した場合（例：令和３年度課税向け処理で令和３年１月２日以降の年月日を入力） ・表示原因年月日より前の日付で、表示受付年月が登録されている場合 【H市】 課税地積と住宅特例の地積が一致しない場合	【A市】 ・登記情報が登録されていない。（土地で未登記は少ないが、現実として未登記のケースもあるため、注意喚起にとどめる。） 【B市】 ①課税地目が「宅地」の際に「用途地区」が空欄の場合 ※現行システムでは、標準地番号・単語・用途地区が連動している作りとなっています。 ②課税地目が「宅地」以外の際に「用途地区」が入力されている場合 【E市】 ・登記受付年月日または登記原因年月日について、未来日（ただし賦課期日より後の年月日を入力した場合はエラー）の年月日を入力した場合（例：本日を令和２年９月１日として、令和３年度課税向け処理で令和２年１２月１日以降の年月日を入力）（登記受付年月日または登記原因年月日の入力誤りが想定されるため） ・課税地積＋特例・軽減・減免対象地積の場合（土地の一部に対して特例・軽減・減免を適用することはあり得るケースであるが、分筆の際などに特例・軽減・減免対象地積を差し忘れた可能性もあるため） ・特例・軽減・減免開始年度＞翌年度の場合（本日を令和２年９月１日として、開始年度に令和３年以降を入力）（特例・軽減・減免開始年度の入力誤りの可能性があるため）	A市 H市 E市 I市	【A市】 ①・所有者（義務者）が死亡者 ・登記名義人が死亡者 アラートで残していくことを検討願いたい。 実務上は死亡者のままでの登録があり得るが、要正が必要なため、注意喚起として残していただきたい。 ②所在地と市街化/調整等の区分の整合性チェック アラートで残していくことを検討願いたい。 整合性チェックの内容は、同一大字、小字などの地域で、市街化区域と調整区域が混在している場合に警告を表示する機能となります。市街化の線引き誤りによる課税漏りが大きく取りざたされたのを契機として、現在利用しているベンダーが機能を搭載している。 例えば、土地の中で「同一大字、小字など」にも関わらず、市街化と調整区域が混在。土地と家屋で「同一大字、小字など」にも関わらず、市街化と調整区域が混在しているものをチェックできている。 【E市】 確認事項について了承いたしました。 左記のアラートについて記載誤りがありました。以下のとおり修正願います（修正箇所は赤字部分）。 登記受付年月日または登記原因年月日について、未来日（ただし賦課期日より後の年月日を入力した場合はエラー）の年月日を入力した場合（例：本日を令和２年９月１日として、令和３年度課税向け処理で令和２年１２月１日以降の年月日を入力）←「以降」を削除してください。	・E市が希望するアラートについて、文言を修正いたしました。 ・E市確認の結果、以下の条件をエラーとしたいとのご意見がありました。 ・I市、H市への確認の結果、以下の条件をアラートとしたいとのご意見がありました。 ・課税地積と住宅特例の地積が一致しない場合 【M'検討事項】 ・A市からのご意見を踏まえ、以下をアラート条件として記載いたしますが、支障がないか確認させてください。 ・登記名義人が死亡している場合 ・同一大字、小字にも関わらず、市街化区域と市街化調整区域が混在している所在地の場合	・登記受付日が未入力の場合 ・登記受付年月日または登記原因年月日について、賦課期日より後の年月日を入力した場合（例：令和３年度課税向け処理で令和３年１月２日以降の年月日を入力） ・表示原因年月日より前の日付で、表示受付年月が登録されている場合 ・登記受付年月日または登記原因年月日について、未来日（ただし賦課期日より後の年月日を入力した場合はエラー）の年月日を入力した場合（例：本日を令和２年９月１日として、令和３年度課税向け処理で令和２年１２月１日以降の年月日を入力）（登記受付年月日または登記原因年月日の入力誤りが想定されるため）	・登記情報が登録されていない。（土地で未登記は少ないが、現実として未登記のケースもあるため、注意喚起にとどめる。） ・課税地目が「宅地」の際に「用途地区」が空欄の場合 ※現行システムでは、標準地番号・単語・用途地区が連動している作りとなっています。 ・課税地目が「宅地」以外の際に「用途地区」が入力されている場合 ・課税地積＋特例・軽減・減免対象地積の場合（土地の一部に対して特例・軽減・減免を適用することはあり得るケースであるが、分筆の際などに特例・軽減・減免対象地積を差し忘れた可能性もあるため） ・特例・軽減・減免開始年度＞翌年度の場合（本日を令和２年９月１日として、開始年度に令和３年以降を入力）（特例・軽減・減免開始年度の入力誤りの可能性があるため）
4	1.2.13.		【A市】 ・現況必須項目が設定されていない。 ・所有者（義務者）が死亡者 ・登記名義人が死亡者 ・所在地と市街化/調整等の区分の整合性チェック	【A市】 ・登記情報が登録されていない。（課税情報の登録前に登記情報の入力が必要となため、未登記のケースもあるため、注意喚起にとどめる。）	【A市】 OA市及びC市にお聞きします。分筆後の所在地が重複している具体的な事例について確認させてください。 【E市】 OE市にお聞きします。A市及びC市からは、同様の条件をアラートとしておりますが、アラートとして支障がないか確認させてください。	A市 C市 E市	【A市】 ①・所有者（義務者）が死亡者 ・登記名義人が死亡者 アラートで残していくことを検討願いたい。 実務上は死亡者のままでの登録があり得るが、要正が必要なため、注意喚起として残していただきたい。 ②所在地と市街化/調整等の区分の整合性チェック アラートで残していくことを検討願いたい。 整合性チェックの内容は、同一大字、小字などの地域で、市街化区域と調整区域が混在している場合に警告を表示する機能となります。市街化の線引き誤りによる課税漏りが大きく取りざたされたのを契機として、現在利用しているベンダーが機能を搭載している。 例えば、土地の中で「同一大字、小字など」にも関わらず、市街化と調整区域が混在。土地と家屋で「同一大字、小字など」にも関わらず、市街化と調整区域が混在しているものをチェックできている。	【M'検討事項（再掲　No.3よりT）】 ・A市からのご意見を踏まえ、以下をアラート条件として記載いたしますが、支障がないか確認させてください。 ・登記名義人が死亡している場合 ・同一大字、小字にも関わらず、市街化区域と市街化調整区域が混在している所在地の場合		・登記情報が登録されていない。（課税情報の登録前に登記情報の入力が必要となため、未登記のケースもあるため、注意喚起にとどめる。）
5	1.2.15.	分筆・合筆処理のアラート・エラーが表示できること。 ＜アラート表示とする条件＞ ・分筆元筆の地積と分筆処理後の元筆と分筆先の地積の和がイコールでない場合 ・ ＜エラー表示とする条件＞ ・		【A市】 ・分筆後の所在地が重複している。（同一所在地が原則発生しないが、発生する事もあり得るので注意喚起にとどめる。） 【B市】 合筆前の各筆の地積の和と合筆後の地積がイコールでない場合　【重複のため削除】 【C市】 ①分筆先で指定した地番が、台帳上すでに存在している場合に注意喚起。（誤登録の可能性があるため注意喚起が必要） ②合筆先筆と合筆元筆の地目が異なる場合に注意喚起。（不動産登記法の規定と合致しない処理であるため、注意喚起が必要） ③指定した合筆元筆の合計地積と合筆異動後の地積がイコールでない場合に注意喚起。（誤入力の可能性もあるため注意喚起が必要。）　【重複のため削除】 【E市】 ・分筆先の地番が既に存在する場合	【A市】【C市】 OA市及びC市にお聞きします。分筆後の所在地が重複している具体的な事例について確認させてください。 【E市】 OE市にお聞きします。A市及びC市からは、同様の条件をアラートとしておりますが、アラートとして支障がないか確認させてください。	A市 C市 E市	【A市】 重複しないはずなので、重複した場合の警告を表示してください。 （過去に分筆され所在地が重複しているケース、登記上と現況とで実態が異なっており、現況としては土地を２筆に分け（＝課税上の分筆）るケースなど、所在地が完全に一意になっていない可能性がある。） 【C市】 分筆登記が関係する異動としては、重複地番を登録することは原則ありません。したがって、あくまで誤入力を防止するためのものと認識しております。（分筆以外では改正不適合や区画整理等の関係で重複地番を登録することはあります。） 【E市】 総務省様が市様に確認されておりますが、「分筆後の所在地が重複している具体的な事例」がしばしば発生するのであればアラートでよいと考えます。しかし、基本的に重複地番の土地が新たに発生することはあまりないと考えられるためエラーとすべきと考えます。アラートとした場合、データそのものは更新できてしまうということになるので、特に誤入力があった場合に更新できてしまうと、後の課税誤り等にもつながりかねないので…	・A市から挙げられた想定ケースを踏まえて、C市のアラートと統合いたします。 ・E市から、確認事項に対して、エラーとしたい旨のご意見をいただいておりますが、当該事例が発生しうるため、アラートとして整理いたします。		・分筆先で指定した地番が、台帳上すでに存在している場合に注意喚起。（誤登録の可能性があるため注意喚起が必要） ・合筆先筆と合筆元筆の地目が異なる場合に注意喚起。（不動産登記法の規定と合致しない処理であるため、注意喚起が必要）
6	2.1.4.	家屋登記情報を管理（設定・保持・修正）及び一括更新する際にアラート・エラーが表示できること。 ＜アラート表示とする条件＞ ・主棟と附属家を紐づける入力を行うとき、他の建物の附属家・規約共用として登録済みである場合 ・表題部に係る情報のみ入力されており、権利部に係る情報が空欄である場合 ・登録された所在地が土地登記情報マスタにない場合 ・課税計算が未処理の状態で更新する際に注意文表示 ・登記情報のうち記載すべき項目が空欄となっている場合 ・異動事由と前提のある変更がされた場合 ＜エラー表示とする条件＞ ・一つの物件に対し複数の異動があった際に、先行する異動がなされていない場合（分筆後、売買のとき、分筆がなくて売買が入った場合） ・登記年月日時点より前に棟及び所在地の家が閉鎖されている場合 ・家屋番号は入力されているが登記面積、登記建築年月日が空欄の場合	【E市】 ・登記受付年月日または登記原因年月日について、賦課期日より後の年月日を入力した場合（例：令和３年度課税向け処理で令和３年１月２日以降の年月日を入力） ・表示原因年月日より前の日付で、表示受付年月が登録されている場合	【E市】 ・登記情報が登録されていない。（土地で未登記は少ないが、現実として未登記のケースもあるため、注意喚起にとどめる。） ・登記受付年月日または登記原因年月日について、未来日（ただし賦課期日より後の年月日を入力した場合はエラー）の年月日を入力した場合（例：本日を令和２年９月１日として、令和３年度課税向け処理で令和２年１２月１日以降の年月日を入力）（登記受付年月日または登記原因年月日の入力誤りが想定されるため）	E市	【E市】 確認事項について了承いたしました。 左記のアラートについて記載誤りがありました。以下のとおり修正願います（修正箇所は赤字部分）。 登記受付年月日または登記原因年月日について、未来日（ただし賦課期日より後の年月日を入力した場合はエラー）の年月日を入力した場合（例：本日を令和２年９月１日として、令和３年度課税向け処理で令和２年１２月１日以降の年月日を入力）←「以降」を削除してください。	・10/1確認時　仕様書たたき台に追加する条件のとおりといたします。 ・E市が希望するアラートについて、文言を修正いたしました。	【E市】 ・登記受付年月日または登記原因年月日について、賦課期日より後の年月日を入力した場合（例：令和３年度課税向け処理で令和３年１月２日以降の年月日を入力） ・表示原因年月日より前の日付で、表示受付年月が登録されている場合	・登記受付年月日または登記原因年月日について、未来日（ただし賦課期日より後の年月日を入力した場合はエラー）の年月日を入力した場合（例：本日を令和２年９月１日として、令和３年度課税向け処理で令和２年１２月１日以降の年月日を入力）（登記受付年月日または登記原因年月日の入力誤りが想定されるため） ・登記名義人住所又は氏名が未入力の場合
	2.1.10	分棟・合棟処理のアラートが表示できること。 ＜アラート表示とする条件＞ ・登録された所在地が土地登記情報マスタ上に登録されていない場合 ・必須項目が未入力である場合 ＜エラー表示とする条件＞ ・								

7	2.2.3.	家屋（補充）課税台帳の各項目を管理（設定・保持・修正）する際に、アラート・エラーが表示できること。 <アラート表示とする条件> ・登録された所在地が土地登記情報マスタにない場合 ・納税義務者が死亡者である場合 ・非課税家屋の所有者が変わった場合に、非課税家屋のままとなっている場合 ・主棟と附属棟を組づけ入力を行うとき、当該附属棟が既に他の主棟と組づいている場合 ・現況階層/階で1階床面積が未入力の場合 ・所在地、登記名義人（所有者）、種類、構造、床面積、階層について、登記情報と現況情報が異なる場合 ・現況情報の修正等の評価額に影響を与える処理をした際に、評価額の再設定が行われていない場合 ・新築軽減の対象棟数となる戸数と、新築軽減の適用戸数に差異がある場合 <エラー表示とする条件> ・必要項目の入力漏れがある場合 ・課税面積より特例・非課税が適用される面積が大きい場合 ・1階床面積が合計床面積より大きい場合 ・台帳閉鎖処理を行う際に、対象となる台帳が既に閉鎖されている場合【P】 ・新築軽減を適用する床面積が上限面積（新築軽減の適用戸数×120㎡）を超える場合	【A市】 ・建築年月日と課税年度の整合性チェック（就課期日以降建築は NG） ・所在地と市街化/調整等の区分の整合性チェック 【B市】 ・一部減失の処理に対して、課税床面積の増加を行う場合（一部減失はおそらく変更後と変更前の床面積変動率を再建築費に連乗させなどとして計算されると考えるが、システム的には増加も計算できてしまうと考えられるため。）	【A市】 ・各種補正（損耗等補正、損耗残価補正、その他補正）が、100%を超えている。（家屋で補正が100%を超えるものは原則無いと考えられるが、評価上発生する事も考えられるため注意喚起にとどめる。） ・居住部分床面積が認められない種類で、居住部分床面積の登録がある。（倉庫で居住部分が登録されたケースなどチェックが必要。） ・居住用の種類以外で、新築軽減特例が設定されている。（住宅部分が発生しない種類で、軽減特例が設定された場合の警告、区分所有などの場合は、住宅部分が発生しないものにも新築軽減が適用されるため、警告にとどめる。） ・登記情報（家屋番号や、登記構造・種類等）が登録されていない。 【B市】 家屋を新規登録する際、既に使用されている整理番号で登録しようとする場合 【E市】 ・市街地再開発の軽減と市条例による減免を同時に適用させるケースなどで、計算結果について軽減と減免等軽減関係が複数ある旨のアラート	【A市】 ○以下の条件については、評価額算出以降は利用しないアラートであるため、削除といたします。 ・各種補正（損耗等補正、損耗残価補正、その他補正）が、100%を超えている。（家屋で補正が100%を超えるものは原則無いと考えられるが、評価上発生する事も考えられるため注意喚起にとどめる。） ○以下の条件については、一筆の中で、市街化区域、市街化調整区域の境界がある場合があるため、削除といたします。 ・所在地と市街化/調整等の区分の整合性チェック 【E市】 ○以下の条件については、システムが適切に稼働するために必要なアラート・エラーは別途共通要件として包括的に定義されるため、個別の税目の仕様書には定義しないことにいたします。 ・市街地再開発の軽減と市条例による減免を同時に適用させるケースなどで、計算結果について軽減と減免等軽減関係が複数ある旨のアラート			・建築年月日と課税年度の整合性チェック（就課期日以降建築は NG） ・一部減失の処理に対して、課税床面積の増加を行う場合（一部減失はおそらく変更後と変更前の床面積変動率を再建築費に連乗させなどとして計算されると考えるが、システム的には増加も計算できてしまうと考えられるため。）	・居住部分床面積が認められない種類で、居住部分床面積の登録がある。（倉庫で居住部分が登録されたケースなどチェックが必要。） ・居住用の種類以外で、新築軽減特例が設定されている。（住宅部分が発生しない種類で、軽減特例が設定された場合の警告、区分所有などの場合は、住宅部分が発生しないものにも新築軽減が適用されるため、警告にとどめる。） ・登記情報（家屋番号や、登記構造・種類等）が登録されていない。 ・家屋を新規登録する際、既に使用されている整理番号で登録しようとする場合
	3.1.22.	償却資産課税台帳上の情報を管理（設定、保持、修正）及び更新する際にアラートが表示できること。 <アラートとする条件> ・一品一覧画面に遷移する時 ・新規資産登録時 ・一品削除時 ・資産一部減少後の再計算時 ・更新時 ・過年度の資産内容を修正した場合に、翌年度以降も台帳情報の更新が必要 ・新規事業者の一括登録に際して、登録済みの義務者を重複して登録しないようにチェックする機能 ・eLTAXからデータ取り込み時に、前年度申告情報との整合が合わない場合 ・前年度に一品登録のある資産が現年度に存在しない。 <エラーとする条件> ・資産の種類、名称が未入力 ・取得年月が未入力、未到来 ・取得価額が未入力、0円 ・耐用年数が未入力、1年 ・現年度申告の登録があるにも関わらず、取得年月が次年度申告対象年月である場合 ・土地及び家屋で非課税の処理がされている義務者を課税で価格決定する場合 ・N年度の申告において、取得年月がN年１月の資産が存在する場合 ・新規ラの設定の結果、大規模償却資産（新設大規模償却資産を含む。）が存在する場合								
8	4.1.4.	納税義務者情報を管理（設定・保持・修正）する際にアラート・エラーが表示できること。 <アラート表示とする条件> ・死亡者以外の納税義務者について、相続人代表者を登録しようとする場合（システムユに死亡の事実が反映されていないケースを想定） ・住所が市内にある納税義務者について、納税管理人を登録しようとする場合 ・既に納税承継人情報、破産管財人情報、納税管理人情報、法定代理人情報、その他代理人等情報が設定されている者に対して、相続人・包括受遺者情報を設定しようとする場合 ・既に相続人・包括受遺者情報が設定されている者に対して、納税承継人情報、破産管財人情報、納税管理人情報、法定代理人情報、その他代理人等情報を設定しようとする場合 ・新規に納税義務者を設定する際に、既に同一の宛名情報（氏名、住所）を持つ者が設定されている場合。 <エラー表示とする条件> ・		【C市】 死亡者及び共有者以外の納税義務者について、納税義務者代表と現に所有する者を登録しようとする場合。（相続人代表者と同様に、納税義務者が死亡している際に使用する機能のため。）	【C市】 ○以下の条件について、死亡者だけでなく、共有者の場合も想定されるため、修正いたします。 （旧）死亡者以外の納税義務者について、納税義務者代表と現に所有する者を登録しようとする場合。（相続人代表者と同様に、納税義務者が死亡している際に使用する機能のため。） （新）死亡者及び共有者以外の納税義務者について、納税義務者代表と現に所有する者を登録しようとする場合。（相続人代表者と同様に、納税義務者が死亡している際に使用する機能のため。）	C市	【C市】 問題ありません。	・10/1確認時　仕様書たたき台に追加する条件のとおりといたします。		・死亡者及び共有者以外の納税義務者について、納税義務者代表と現に所有する者を登録しようとする場合。（相続人代表者と同様に、納税義務者が死亡している際に使用する機能のため。）
9	4.2.2.	共有情報を管理（設定・保持・修正）する際に、アラート・エラーが表示できること。 <アラート表示とする条件> ・持ち分合計の不一致の場合 ・ <エラー表示とする条件> ・共有者の中に同一の納税義務者が2以上登録しようとする場合	【A市】 ・分母分子で登録されている。 ・共有者グループのうち、代表者のフラグが設定されている共有者がいない場合	【A市】 ・持ち分分子/分母が設定されていない。 【C市】 新規で共有宛名を作成する際に、既に同一の共有員情報を持つ宛名が作成されている場合。（二重宛名の作成を防止するため。） 【E市】 ・すでに同一の共有構成員、共有持分の共有宛名番号が存在する場合（同一の共有構成員、共有持分の共有宛名番号があるのに、新たに共有宛名番号を作成する必要がないため） 【I市】 ・共有代表者が選択（指定）されていない場合（代表者に納付書付納税通知書を送付しているため、選択（指定）していない際、不都合が生じる。） ・同一構成員かつ同一持分の共有宛名の既存登録がある場合。※持分について分子分母の値が異なる場合でも、アラートとなることが望ましいです。（不要な共有宛名を作成しない為。）	【A市】 ○以下の条件について、持分不明の場合があるため、アラートといたします。 ・持ち分分子/分母が設定されていない。 ○以下の条件については、システムが適切に稼働するために必要なアラート・エラーは別途共通要件として包括的に定義されるため、個別の税目の仕様書には定義しないことにいたします。 ・分母が0で登録されている。 ○以下の条件については、機能要件たたき台の記載と平仄を合わせて修正いたします。 （旧）・構成員内の代表が設定されていないケース。 （新）・共有者グループのうち、代表者のフラグが設定されている共有者がいない場合 【E市】 ○以下の条件について、E市のご指摘を踏まえ、修正いたします。 （旧）・共有者の中に同一の納税義務者が2以上登録しようとする場合 （新）・共有区分が区分所有以外の場合、共有者の中に同一の納税義務者が2以上登録しようとする場合 ○以下の条件について、E市の想定のとおり、本標準仕様書では、外人数を手入力とする運用は想定していないため、削除といたします。 ・共有構成員数と共有構成員明細として登録された人数が異なる場合（納税義務者名は　○○　外3名（計4名）となっているが、共有構成員の明細を見ると2名分の明細しか登録されていない場合）（入力誤りが想定されるため）	A市 E市	【A市】 承知した。 【E市】 確認事項について了承いたしました。	・10/1確認時　仕様書たたき台に追加する条件のとおりといたします。	・共有者グループのうち、代表者のフラグが設定されている共有者がいない場合	・持ち分分子/分母が設定されていない。 ・新規で共有宛名を作成する際に、既に同一の共有員情報を持つ宛名が作成されている場合。（二重宛名の作成を防止するため。） ・すでに同一の共有構成員、共有持分の共有宛名番号が存在する場合（同一の共有構成員、共有持分の共有宛名番号があるのに、新たに共有宛名番号を作成する必要がないため） ・共有代表者が選択（指定）されていない場合（代表者に納付書付納税通知書を送付しているため、選択（指定）していない際、不都合が生じる。） ・同一構成員かつ同一持分の共有宛名の既存登録がある場合。※持分について分子分母の値が異なる場合でも、アラートとなることが望ましいです。（不要な共有宛名を作成しない為。）
10	6.2.2.	名寄処理を行う際に、アラート・エラーが表示できること。 <アラートとする条件> ・税額更正処理の一連が終了していない場合 <エラーとする条件> ・		【A市】 異動中のステータスの場合に警告（登記の異動が終わっているが、課税の異動が終わっていない場合など異動が終わっていない資産を、更正対象としないため） 【E市】 ・税額更正処理の一連が終了していない場合（名寄帳発行時に名寄帳の記載事項が変わる可能性があり、発行を見合わせるため。）							・異動中のステータスの場合に警告（登記の異動が終わっているが、課税の異動が終わっていない場合など異動が終わっていない資産を、更正対象としないため） ・税額更正処理の一連が終了していない場合（名寄帳発行時に名寄帳の記載事項が変わる可能性があり、発行を見合わせるため。）
11	7.1.2.	更正処理を行う際に、エラー・アラートが表示できること。 <アラート表示とする条件> ・ ・ ・ <エラー表示とする条件> ・ ・	【B市】 期別税額の合計と差引年税額が不一致の場合　【重複のため削除】 【I市】 ・年税額　≠　期別税額合計　となっている場合。 ・算出税額　－　強制減免税額　≠　年税額　となっている場合。	【A市】 異動中のステータスの場合に警告（登記の異動が終わっているが、課税の異動が終わっていない場合など異動が終わっていない資産を、更正対象としないため） 【B市】 既に更正処理済みの場合 【C市】 二重宛名の作成を防止するため。（処理誤りを防止するため。） 【E市】 ・実務接要1626～1627のケースが示されているが、第2期を当初より増額しているため、アラートより第2期の期別税額が当初より増加しているなどというアラートがほしい。 ・納期から10日前以内に、当該納期を納期限として更正処理した場合（第2期納期限を7/31として、7/22以降に第2期を納期として更正処理する場合） 【F市】 同一納税義務者の同一課税年度に対し、複数回の更正処理を行おうとした場合（入力や計算の誤りを防ぐため） 【H市】 ・現年度の課税台帳の更正処理を行った場合に、次年度の課税台帳の更正処理を行わない場合	【I市】 ○I市にお聞きします。「強制減免税額」とは、どのようなものか、確認させてください。 【B市】 ○以下の条件については、システムが適切に稼働するために必要なアラート・エラーは別途共通要件として包括的に定義されるため、個別の税目の仕様書には定義しないことにいたします。 ・実務接要1626～1627のケースが示されているが、第2期を当初より増額しているため、アラートより第2期の期別税額が当初より増加しているなどというアラートがほしい。 ・納期から10日前以内に、当該納期を納期限として更正処理した場合（第2期納期限を7/31として、7/22以降に第2期を納期として更正処理する場合） 【F市】 ○F市にお聞きします。以下の条件はどのようなケースを想定したものか、具体的に教えてください。 ・同一納税義務者の同一課税年度に対し、複数回の更正処理を行おうとした場合（入力や計算の誤りを防ぐため） 【H市】 ○機能要件2.2.1.のZつ下に現年度の課税台帳を更正処理した場合に、次年度の課税台帳に自動又は選択して反映する機能をお頂機能としているため、以下の条件はオプションのアラートといたします。 ・現年度の課税台帳の更正処理を行った場合に、次年度の課税台帳の更正処理を行わない場合	I市 E市 F市 H市	【E市】 確認事項について了承いたしました。 【F市】 考えられる具体的なケースとしては、以下の例が挙げられます。 ・同一の納税義務者について、5年間（複数年）の減額更正が発生。当市の現システムは、評価額や課税標準額等の修正入力を年度ごとお行う必要があるため、同様の入力を5回行う必要がある。窓口業務等で作業が中断され、誤って既に修正入力済み年度分の値を変更してしまい、正しい金額が算出できなかった。 ・同一の納税義務者について、6月に土地の減免処理、9月に償却資産の修正申告に伴う減額更正が発生した。当市の現システムでは、減免処理では評価額や課税標準額を修減させないため、9月の減額処理時に、既に行われた減免処理に気づかないまま計算してしまい、正しい金額が算出されなかった。 いずれも更正入力を正しくチェックすれば容易に防げるミスですが、システム上でアラート表示することでより課税誤りを防ぎやすくなるため、アラート表示がされるとありがたいです。 【H市】 アラートで了承。 【I市】 「強制減免税額」… 減免税額がシステム計算できない場合（年度途中より減免適用・消滅した場合や生保減免の共有持分分の算出など）、期別・月別等で個別計算した減免税額を入力するための項目（機能）です。	・F市から挙げられた想定ケースを、アラートの処理書きに追記いたしました。 ・I市の想定する「強制減免税額」は、標準仕様書における寄帳上の「税額ごとの減免額」と想き換えられると考えます。ただし、システムが適切に稼働するために必要なアラート・エラーは別途共通要件として包括的に定義されるため、個別の税目の仕様書には定義しないことといたします。 ・10/1確認時　仕様書たたき台に追加する条件のとおりといたします。	・年税額　≠　期別税額合計　となっている場合。	・異動中のステータスの場合に警告（登記の異動が終わっているが、課税の異動が終わっていない場合など異動が終わっていない資産を、更正対象としないため） ・既に更正処理済みの場合 ・二重宛名の作成を防止するため。（処理誤りを防止するため。） ・同一納税義務者の同一課税年度に対し、複数回の更正処理を行おうとした場合（更正処理時に、窓口業務等で作業が中断され、誤って既に修正入力済み年度分の値を変更してしまう場合を想定） ・現年度の課税台帳の更正処理を行った場合に、次年度の課税台帳の更正処理を行わない場合
	MT後、新規追加	催告書を作成する際にアラート・エラーが表示されること。 <アラートとする条件> ・ <エラーとする条件> ・申告書を発送していない納税義務者に対して催告書を作成する場合								
	MT実施後、新規追加	納期限を設定する際に、アラート・エラーが表示できること。 <アラート条件> ・ <エラー条件> ・次の期の納期限を越える場合								

12	9.2.8.	固定資産税の各種証明書等を発行する際に、アラート・エラーが表示できること。 <アラートとする条件> ・更正処理の対象者の固定資産税の各種証明書等について、更正処理前に発行しようとする場合 ・証明発行選択時に、区画整理等で保留地がある場合において、符号付けされている関連土地が全て選択されていない場合 ・過年度の固定資産税の各種証明書等を発行する場合 ・納税通知書の送度がある場合に公課証明書を発行する場合 <エラーとする条件> ・証明書記載事項に発行禁止の設定がされている対象者の情報が記載されている場合 ・ ・	【C市】 ・無資産証明書を発行する際に、共有を含め資産がある場合。 【E市】 ・仕様書たたき台では「発行禁止の設定がされている対象者の情報が記載されている場合」はエラー（＝発行不可）になっていますが、発行禁止情報が記載された証明書でも発行を要する場合（例：ＤＶ被害支援対象者が本人分の証明書の発行を求めている場合など）も想定されるため、解除や例外的に発行可能な要件を定めるのが望ましいのではと考えます。 【T市】 就課決定処理されていない場合	【A市】 ・DV等による発行制限がかかっている場合の警告。（発行制限がかかっている場合は、注意喚起する必要がある為） ・価格決定4/1より前の証明書発行に対する警告。（価格決定前に発行する場合、注意喚起が必要である為） ・就課決定4/1より前の証明書発行に対する警告。（就課決定前に発行する場合、注意喚起が必要である為） ・就課更正中の証明書発行に対する警告。（更正異動が完了していない義務者の証明書発行を警告する必要があるため） 【C市】 ①更正処理中の案件について発行しようとする場合（誤発行を防止するため。）　【重複のため削除】 ②証明発行選択時に、区画整理の保留地など符号付け（紐付け）されている物件がある際、その全てが選択されていない場合は注意喚起（区画整理、按分課税、区分所有などを想定）（発行漏れを防止するため。）【重複のため削除】 【E市】 ・更正等で税額変更中の対象者の証明書を発行しようとした場合にアラート。（証明書発行後に証明書の記載事項が変わる場合に発行を見合わせるため。）　【重複のため削除】 【T市】 ・更正処理の対象になっている資産・納税義務者の証明書を発行する場合（・システムへの入力処理を行ってから正式に更正処理が完了するまでの間は、証明書の記載内容が正しくないケースが発生する可能性があるため） ※たたき台の過年度に関するアラートは現状必要としていないので任意としてほしい	【A市】 ○A市にお聞きします。以下の条件について、どのような証明書を発行する場合のことを想定しているか、確認させてください。 ・価格決定4/1より前の証明書発行に対する警告。（価格決定前に発行する場合、注意喚起が必要である為） ・就課決定4/1より前の証明書発行に対する警告。（就課決定前に発行する場合、注意喚起が必要である為） ・就課更正中の証明書発行に対する警告。（更正異動が完了していない義務者の証明書発行を警告する必要があるため） ○以下の条件については、全体事項化しているため、個別の税目では定義しないことといたします。 ・DV等による発行制限がかかっている場合の警告。（発行制限がかかっている場合は、注意喚起する必要がある為） 【E市】 ○以下の条件については、全体事項化しているため、個別の税目では定義しないことといたします。 ・仕様書たたき台では「発行禁止の設定がされている対象者の情報が記載されている場合」はエラー（＝発行不可）になっていますが、発行禁止情報が記載された証明書でも発行を要する場合（例：ＤＶ被害支援対象者が本人分の証明書の発行を求めている場合など）も想定されるため、解除や例外的に発行可能な要件を定めるのが望ましいのではと考えます。 【事務局】 以下の条件について、修正いたします。 （旧）・証明発行選択時に、区画整理等で保留地がある場合において、符号付けされている関連土地が全て選択されていない場合 （新）・証明発行選択時に、区画整理等で保留地がある場合において、紐付けされている関連土地が全て選択されていない場合 不要とする団体もあることから、以下の条件を必須からオプションといたします。 ・過年度の固定資産税の各種証明書等を発行する場合	A市 E市	【A市】 ○A市にお聞きします。以下の条件について、どのような証明書を発行する場合のことを想定しているか、確認させてください。 ・価格決定4/1より前の証明書発行に対する警告。（価格決定前に発行する場合、注意喚起が必要である為） 　ー評価証明書、所有証明書 ・就課決定4/1より前の証明書発行に対する警告。（就課決定前に発行する場合、注意喚起が必要である為） 　ー台帳記載事項証明書、公課証明書、課税証明書 ・就課更正中の証明書発行に対する警告。（更正異動が完了していない義務者の証明書発行を警告する必要があるため） 　ー台帳記載事項証明書、公課証明書、課税証明書 【E市】 確認事項について了承いたしました。	A市から挙げられた対象帳票を、他アラートに追記いたしました。 （所有証明書、台帳記載事項証明書については本務局の証明書の定義のうち、どの帳票にあたるか不明のため、要件には記載しておりません。）	・無資産証明書を発行する際に、共有を含め資産がある場合。 ・就課決定処理されていない場合	・評価証明書を発行する際に、価格決定日より前に発行する場合。（価格決定前に発行する場合、注意喚起が必要である為） ・公課証明書及び課税証明書を発行する際に、就課決定日より前に発行する場合。（就課決定前に発行する場合、注意喚起が必要である為） ・公課証明書及び課税証明書を発行する際に、就課更正中の納税義務者に対して発行する場合。（更正異動が完了していない義務者の証明書発行を警告する必要があるため） ・更正処理の対象になっている資産・納税義務者の証明書を発行する場合（・システムへの入力処理を行ってから正式に更正処理が完了するまでの間は、証明書の記載内容が正しくないケースが発生する可能性があるため） ――――――――――――――――――――――――――― 【事務局】 以下の条件について、修正いたします。 （旧）・証明発行選択時に、区画整理等で保留地がある場合において、符号付けされている関連土地が全て選択されていない場合 （新）・証明発行選択時に、区画整理等で保留地がある場合において、紐付けされている関連土地が全て選択されていない場合 不要とする団体もあることから、以下の条件を必須からオプションといたします。 ・過年度の固定資産税の各種証明書等を発行する場合